



あなたの意識で環境は変わる 令和5年度環境測定結果をお知らせします

▼大気環境 大気の汚染は、工場などから発生するばい煙や、自動車から排出される汚染物質などによって起こります。町は毎月1回、4カ所で硫黄酸化物を測定しています。5年度は、いずれも基準を大幅に下回っていました(表1)。

▼水環境 水環境の汚濁は、工場や家庭などから排出される汚水により起こります。町は、河川で年4回6カ所、海域で年2回5カ所、水質調査を行っています。河川は、全て基準値以下でしたが、海域は内港、新立海岸北、新立海岸南で基準値を超えていました。(表2・3)。

●環境を守るためにできること 使用済み食用油は流し台に流さずに

用済み食用油は流し台に流さずに

回収BOXに入れるなど、身近にできることから始めましょう。

【用語解説】

(※1) 硫黄酸化物：硫黄と酸素の化合物。刺激性の強いガスで、目に刺激を与え呼吸機能に影響を及ぼす。

(※2) BOD(生物化学的酸素要求量)：河川の汚染状態を示すもの。数値が大きいほど水質が汚濁している。一般的に魚が生きることができるのはBOD 5 mg/ℓ以下だとされている。

(※3) COD(化学的酸素要求量)：湖沼・海域の汚染状態を示すもの。数値が大きいほど水質が汚濁している。

問 町民課生活環境係

☎ 985-4117

表1 5年度硫黄酸化物(※1)測定値(ppm)

場所	平均値	環境基準
① 塩屋	0.001	0.04
② 本村	0.001	0.04
③ 徳丸	0.001	0.04
④ 北黒田	0.001	0.04

表2 5年度河川水質(BOD(※2))測定値(mg/ℓ)

場所(河川)	平均値	環境基準
① 古城橋(国近川)	2.1	5
② 有明橋(国近川)	1.2	5
③ 鶴吉公民館(長尾谷川)	2.5	5
④ 神寄川上流	1.1	5
⑤ 西沼寺前(神寄川)	2.4	5
⑥ 夫婦橋(長尾谷川)	2.6	5

表3 5年度海域水質(COD(※3))測定値(mg/ℓ)

場所(海域)	平均値	環境基準
① 内港	4.4	3
② 新立海岸北	3.6	3
③ 新立海岸南	3.5	3
④ 塩屋海岸北	2.0	3
⑤ 塩屋海岸南	2.0	3

病害虫の被害が増える時期

水稻出穂期防除にご協力を

【水稻生産者の皆さんへ】

農薬を散布するときは、安全使用基準を確認し、周辺に飛散しないよう風向きなどに注意しましょう。

一斉防除日

・極早生品種(あきたこまち、コシヒカリなど)：8月4日(日)
・中生品種(にこまる、ヒノヒカリ、クレナイモチなど)：8月25日(日)

無人ヘリコプターによる防除

左記の日程で、午前5時30分ごろから防除を始めます。天候や進み具合により翌日にずれ込む場合がありますので、ご了承ください。

【対象地区に住んでいる皆さんへ】

・防除対象水田には、防除予定日前に、白地に赤枠の立札を立てます。

無人ヘリコプターによる防除	
氏名	
連絡先	
防除予定日	月 日
新立市農業協同組合	

問 J A松山市営農販売部

☎ 968-1218

無人ヘリコプターによる防除日程表(予定)

8	1	木	大間、中川原
	2	金	中川原、徳丸、出作、神崎
	3	土	徳丸、出作、神崎
	8	木	恵久美、南黒田、北黒田
	9	金	永田、東古泉
	13	火	大溝、横田、鶴吉
	21	水	南黒田、北黒田
	22	木	恵久美、神崎
	23	金	出作、神崎、中川原、大間
	24	土	中川原、大間
	26	月	徳丸、鶴吉
	27	火	大溝、東古泉
	28	水	永田、東古泉
	29	木	横田
9	6	金	中川原、徳丸

※ 雨天、強風時は順延(小雨決行)です。順延により、その後の防除日も変更する場合があります。

戦没者追悼式

戦争で亡くなられた多くの犠牲者のご冥福を祈り、平和への誓いを新たにするため、戦没者追悼式を開催します。

日時 8月23日(金)
9時30分～10時30分
(受け付け 9時～)
場所 文化センター2階
ふれあい展示室



☎ 福祉課障がい福祉係
☎ 985-4155



入園を希望する場合は、申し込みが必要で、詳細は、広報まさき10月号や町ホームページでお知らせします。なお、認定こども園の開園に伴い、松前幼稚園は閉園します。

▼入園資格 3～5歳児(入園する年度の4月1日現在の年齢)
※幼稚園園籍の場合は、町内に住民登録があること。

▼場所 松前町北黒田966番地2

▼定員 各学年30人(幼稚園園籍20人、保育所籍10人)
▼開園時間 7時30分～18時30分
※土曜日、長期休業期間中も同じ。
▼一時預かり・時間外保育 幼稚園園籍の場合は時預かり、保育所籍(保育短時間認定)の場合は、時間外保育が利用できます。いずれも子ども1人当たり30分につき50円です。最長で7時30分から18時30分まで教育や保育が受けられます。

☎ 子育て支援課保育幼稚園係
(申し込みのこ) ☎ 985-41116
学校教育課学校教育係
(施設整備のこ) ☎ 985-4134

令和7年度
「認定こども園まさき幼稚園」が開園します

制度改正により、新たに児童手当の支給対象となる人や手当月額が増額になる人は、申請が必要で、該当者は7月に申請書などを郵送しています。必要書類をそろえて、同封の返信用封筒で返信してください。

▼申請が必要となる人
【新規申請】
・子ども全員が高校生年代以上の人

・現在、所得制限で対象外となっている人
【増額申請】
・高校生年代の子がいる人
・子どもが3人以上いて、大学生年代の子どもを児童手当の加算人数とすると第3子以降が増額になる人

☎ 子育て支援課児童福祉係
☎ 985-41114

令和6年10月から
児童手当制度が
変わります

	改正前(令和6年10月支給分まで)	
支給対象児童	15歳到達後の最初の年度末まで	
所得制限	あり	
手当月額 ※【】の額は第3子以降	0～2歳	15,000円【15,000円】
	3歳～小学生	10,000円【15,000円】
	中学生	10,000円【10,000円】
	高校生年代	0円【0円】
支払い期月	年3回(2・6・10月)	
第3子の算定範囲	18歳到達後の最初の年度末まで	
	中1(13歳)	高2(17歳)
	第2子 10,000円	第1子 0円

	改正後(令和6年12月支給分から)	
支給対象児童	18歳到達後の最初の年度末まで	
所得制限	なし	
手当月額 ※【】の額は第3子以降	0～2歳	15,000円【15,000円】
	3歳～小学生	10,000円【15,000円】
	中学生	10,000円【10,000円】
	高校生年代	0円【0円】
支払い期月	年6回(2・4・6・8・10・12月)	
第3子の算定範囲	22歳到達後の最初の年度末まで	
	中1(13歳)	高2(17歳)
	第3子 30,000円	第2子 10,000円

知っていますか
児童扶養手当・特別児童扶養手当

どちらの手当も、支給要件や所得制限があり、申請が必要です。認定されると、請求月の翌月分からの手当を受給できます。

▼児童扶養手当とは

次の①～⑧のいずれかに当てはまる児童(18歳に達する日以後、最初の3月31日を迎えるまでの人、障がいがある場合は20歳未満の人)を監護している父か母(父は、生計を同じくしていることが必要)または父母に代わりその児童を養育している人(児童と同居し、監護し、生計を維持している人)に支給する手当です。

① 父母が離婚した
② 父か母が死亡した
③ 父か母に重度の障がいがある

④ 父か母の生死が明らかでない
⑤ 父か母から引き続き1年以上遺棄されている
⑥ 父か母が裁判所からのDV保護命令を受けた
⑦ 父か母が引き続き1年以上拘禁されている
⑧ 婚姻関係にない父母の間に生まれた

▼特別児童扶養手当とは

20歳未満の障がいがある児童(施設入所者は除く)を監護している父母や養育者に支給する手当です。

☎ 福祉課障がい福祉係

☎ 985-41112

ペアレントメンターCafeを開催します

▼日時 9月22日(日・祝)
10時～12時
▼場所 東公民館1階和室
▼対象 発達障がい(診断を受けていない場合も含む)のある子どもの親
※子ども年齢制限はありません。

▼定員 5人
▼費用 無料
▼申し込み方法 電話申し込み
▼締め切り 9月5日(木)
▼申込先・問い合わせ 福祉課障がい福祉係
☎ 985-41112

まさき文化祭
出展作品・フリーマーケット出店者募集

10月26日(土)・27日(日)に文化センターで開催する、「第49回まさき文化祭」の出展作品とフリーマーケット出店者を募集します。

【1】作品出展

▼募集品目・規格

日本画(軸表装か額装20号以内)
洋画(額装20号以内)
写真(4切以内、ワイド4切可)
書道(軸表装か額装半折以内)
短歌(色紙掛け)
俳句・川柳(短冊に限る)
絵手紙、人形、手芸、陶芸、ほか

※作品は1人2点程度とします。

▼搬入 10月25日(金)午後
▼搬出 10月27日(日)夕方から28日(月)午前

※作品展示は、ご自身でお願いします。詳細は追って連絡します。

▼申し込み方法 社会教育課窓口か電話で申し込む。



【2】フリーマーケット出店

▼日時 10月27日(日)10時～15時
▼場所 庁舎前駐車場 1区画当たり約5.5m×約3.5m
※雨天でも会場の変更はありませんので、雨天対策は各自でお願いします。

▼資格 町内在住の個人かグループ(業者は不可)
▼参加費 無料
▼出店品 家庭の余剰品、手作り品など(飲食物、動物は不可)
▼申し込み方法 申し込みフォーム(次のQRコード)から申し込む。



▼募集店数 15

▼その他 代表者は、10月16日(水)開催予定の打ち合わせ会に出席してください。

応募者多数の場合は、打ち合わせ会で抽選を行い、出店者を決定します。

【1・2共通】

▼申込期間 8月1日(木)～9月27日(金)
※1のみ土・日曜日、祝日を除く。
▼申込先・問い合わせ 社会教育課生涯学習係
☎ 985-41135

中小企業 振興資金融資制度

7月1日から中小企業振興資金融資制度が始まりました。

この制度は、町、愛媛県信用保証協会と金融機関の三者の相互協力により、通常よりも信用保証料率や融資利率を低く設定しています。融資を受けようと検討している人は、まずは取扱金融機関に相談してください。

- ▶対象 次の全てを満たす中小企業者
- ・ 町内に本店を置く法人が町内に住所を有する個人事業主であること
 - ・ 町内で1年以上、同一事業を営んでいること（特定創業支援等事業による支援を受けた事業者は、1年未満でも対象）
 - ・ 愛媛県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
 - ・ 愛媛県信用保証協会が代位弁済中または金融機関の取引停止処分中でないこと
 - ・ 町税を滞納していないこと

- ▶資金使途 運転資金、設備資金
- ▶融資限度額 500万円
- ▶融資期間 60カ月以内
- ▶利率 日本政策金融公庫の中小企業事業基準利率から△0.5ポイント
- ▶信用保証料 融資実行時に町が全額補給するため、事業者の皆さんの負担はありません。

- ▶取扱金融機関 イ予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫
- ※ 詳細は、町ホームページ（下のQRコード）で確認を。



産業課商工水産観光係
☎ 985-4120

令和6年分の所得税・6年度分の個人住民税について、納税者本人と扶養親族（配偶者を含む）1人につき、所得税から3万円、個人住民税所得割から1万円の定額減税が行われています。

減税額（定額減税可能額）が、定額減税を行う前の所得税額・個人住民税所得割額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合の差額給付を行います。

※申請前に亡くなられた場合は、受給権がありません。

- ▼申請方法
- 給付対象者に調整給付金支給確認
- ☎ 985-4110
- 認書を郵送しますので、確認欄に氏名を記入し、同封の返信用封筒で返してください。
- ▼支給方法 口座振替
- 町に口座登録をしている人へ
- 口座の変更を希望する場合は、ご連絡ください。
- 町に口座登録をしていない人へ
- 確認書の裏面に本人の口座情報を記入し、必要書類をそろえて、同封の返信用封筒で返送してください。
- 税務課管理収納係（口座のこと）
- ☎ 985-4109
- 税務課町民税係（給付金の計算のこと）
- ☎ 985-4110

定額減税調整給付金を支給します



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

- 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、次の世帯に給付金を支給します。令和5年度「住民税非課税世帯給付金（7万円）」または「均等割のみ課税世帯給付金（10万円）」の給付対象世帯は、対象外です。
- ▼対象 次の全てを満たす世帯
- ①令和6年6月3日時点で、町に住民票があること
- ②6年度、新たに住民税「非課税者」「均等割のみ課税者」または「均等割のみ課税者及び非課税者」のみで構成されていること
- ③住民税課税者の扶養親族等のみ
- ▼申請方法 対象と見込まれる世帯へ7月中旬に確認書を郵送しています。記載内容を確認し、同封の返信用封筒で返送してください。
- ▼提出期限 10月31日（木）必着
- ☎ 福祉課地域福祉係
- ☎ 985-4232

自助・共助の力を高めよう 町総合防災訓練を行います

内陸部で発生する直下型地震を想定した総合防災訓練を実施します。みんなで訓練に参加して自助や共助の力を高めましょう。

当日9時に訓練情報を町内放送します。本当地震と間違えないようにしてください。

- ▼日時 9月1日（日）9時～11時
- ▼場所 北伊予小学校、各指定避難所（松前校区、岡田校区）
- ▼訓練の内容 避難訓練、避難所開設・運営訓練、炊き出し訓練など
- 危機管理課危機管理係
- ☎ 989-5103



国民年金保険料の追納制度
将来受け取る年金を満額に近づけよう

国民年金保険料の免除、納付猶予や学生納付特例の承認を受けた人は、全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

この期間の保険料は、10年以内はさかのぼって納めることができ（追納）、追納すると将来の老齢基礎年金額が満額に近づきます。

▼申し込み方法

年金手帳か納付書またはマイナンバーが分かるものを持参し、左記窓口へお越しください。

●松山西年金事務所国民年金課

☎ 925-5105

町民課住民係

☎ 985-4106

◆令和6年度中に追納する場合の月額 ※古いものから納付

年度	全額免除	3/4 免除	半額免除	1/4 免除
平成26年度	15,460円	11,600円	7,730円	3,860円
27年度	15,790円	11,840円	7,890円	3,950円
28年度	16,460円	12,340円	8,230円	4,110円
29年度	16,670円	12,510円	8,330円	4,170円
30年度	16,500円	12,370円	8,250円	4,120円
令和元年度	16,560円	12,420円	8,270円	4,140円
2年度	16,670円	12,500円	8,340円	4,160円
3年度	16,710円	12,530円	8,350円	4,170円
4年度	16,590円	12,440円	8,290円	4,150円
5年度	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円

地震時の死者ゼロを目指す減災まちづくり

たいしんだより



今年発生した能登半島地震と、豊後水道を震源とする地震の影響で、木造住宅の耐震性への関心が高まっています。本町の木造住宅耐震化に関する補助などの申し込み件数は、平成28年の熊本地震以来の多さです。

木造住宅の耐震化率向上のため、本年度も松前町建築協議会や名古屋工業大学の川端寛文先生と協力し、産官学でさまざまな活動をしていく予定です。まず、自治会や地域の防災士の皆さんと連携を図り、啓発活動を行いたいと考えています。

先日、防災士の小林祐介さん＝恵久美＝に、恵久美地区のお知らせ「えくび通信」で耐震化事業の紹介や、介護予防体操教室でチラシ配布の協力をしていただきました。今後も、連携を深めて災害に強いまちづくりを実現しましょう。

※ 耐震工事補助金は予算上限に達したため現在受け付けしていませんが、無料の耐震診断は引き続き受け付け中です。



▲チラシを持つ小林さん